

倉敷市高齢者保健福祉計画及び 倉敷市介護保険事業計画



1 計画の概要 — 地域包括ケアシステムの推進 —

本市では、高齢化が進展し、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加しています。高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見据え、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3か年を期間とする本計画では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「温もりあふれる健康長寿のまち 倉敷」の実現を目指します。具体的には、主に以下の内容に取り組んでいきます。

- ・ 介護予防・自立支援・重度化防止に向けた高齢者の地域活動の推進
- ・ 地域共生社会の実現に向けた、高齢者誰もがその人らしく活躍できる場づくり・人づくり
- ・ 認知症の人やその家族の経験・思いなどの発信支援、社会参加の機会創出
- ・ 在宅医療・介護連携の取組の推進、ACPの普及啓発
- ・ 介護人材の確保と資質の向上の推進

計画の位置づけ及び目的

地域包括ケアシステムの推進

倉敷市高齢者保健福祉計画

- すべての高齢者に係る保健福祉事業の政策目標
- 高齢者全体の実情把握、需要把握
- 介護保険給付対象外のサービス供給体制
- サービス対象者の把握、サービス提供の方策

倉敷市介護保険事業計画

- 介護保険給付対象者及び地域支援事業対象者の現状把握、個別需要の把握
- 介護保険給付対象サービス及び地域支援事業の供給体制
 - ・ サービス見込み量の算出とその確保に向けての整備方策
 - ・ サービスの円滑な提供のための事業
 - ・ 保険給付等に要する費用の適正化に関する事項(介護給付適正化計画)

- 事業費の見込みに関する事項

〔高齢者保健福祉計画〕

老人福祉法第20条の8の規定に基づく、すべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画。すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築を目的としています。

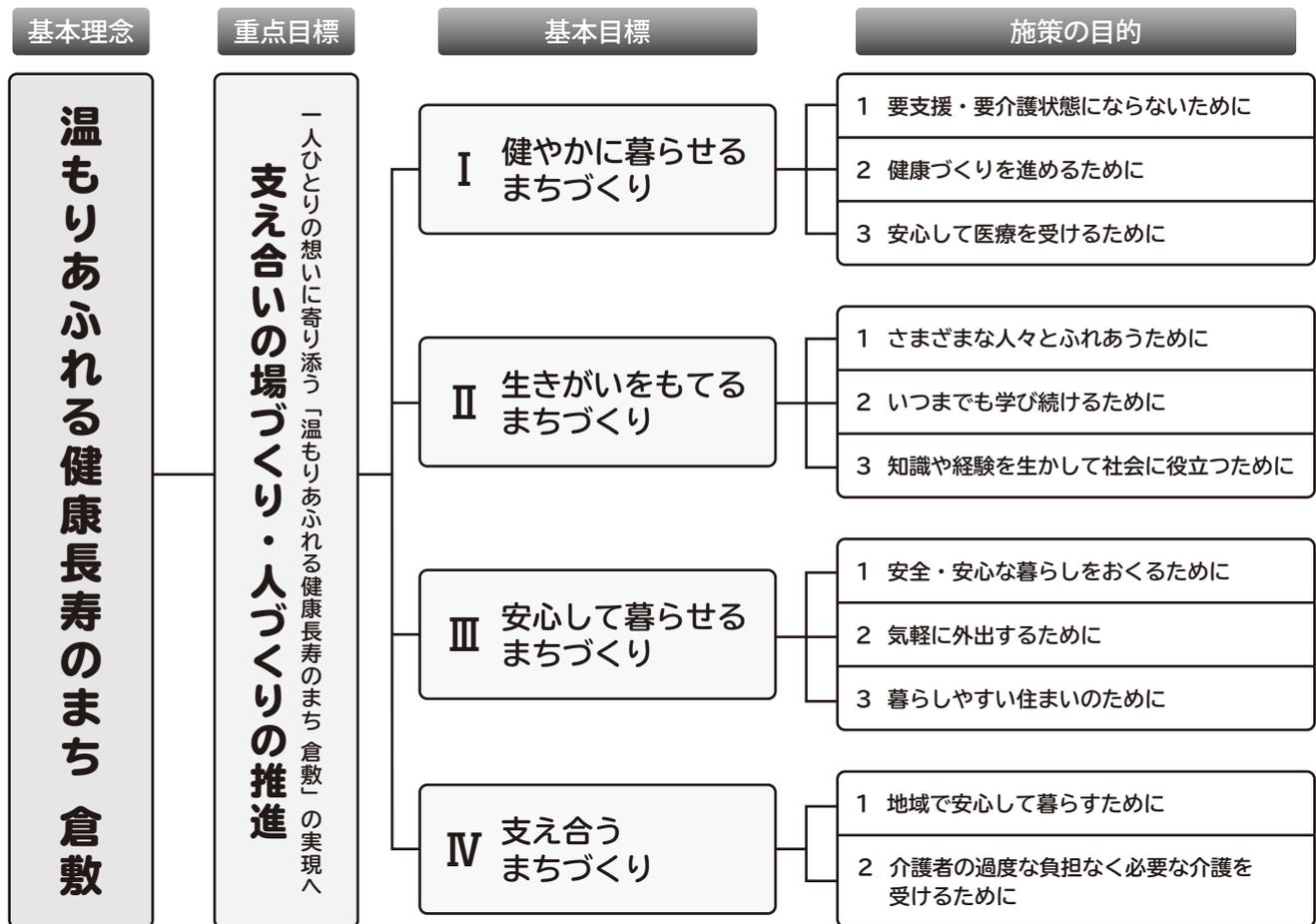
〔介護保険事業計画〕

介護保険法第117条の規定に基づく、要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

令和6年3月
倉敷市

2 計画の体系



3 中長期的な姿と今後の方向性・第9期の重点的取組

倉敷市の中長期的な姿と今後の方向性

- 今後も急速な高齢化が見込まれており、高齢化率は、令和5(2023)年度の27.9%から、令和22(2040)年度には32.5%まで上昇すると予想されている。
- 本市は全国と比べて令和22(2040)年の生産年齢人口(15～64歳)の減少率は低いものの、85歳以上人口の増加率が高い状況となる。
⇒**介護予防・健康づくりや地域の支え合い活動の推進が必要**
- 令和元(2019)年の認知症出現率から推計すると、令和7(2025)年には約2万2千人、令和22(2040)年には約2万8千人が認知症の人となる。
⇒**認知症施策の強化が必要**
- 本市のニーズ調査によると、医療や介護が必要になった場合に自宅で暮らし続けたい人は5割を超えている。
⇒**在宅医療の推進と医療・介護連携の強化が必要**
- 介護人材の需給推計をすると、令和7(2025)年までに約5百人、令和22(2040)年までに約2千人の介護職員の増が必要となる。
⇒**介護職員の確保や生産性向上が必要**

第9期の重点的取組

- 第8期で取り組んだ高齢者が元気で活躍できる地域づくりの推進や認知症対策など、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組のより一層の強化
- 引き続き、温もりあふれる健康長寿のまちの実現に向け、支え合いの場づくり・人づくりを推進する観点から、主に次の5つの取組を推進
 - (1)高齢者がその人らしく元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み、地域づくりを推進・強化します。
 - (2)地域共生社会の実現に向け、地域の支え合い活動を推進し、担い手となる人づくりを強化します。
 - (3)認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人と共に生きる地域づくりを推進します。
 - (4)中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。
 - (5)良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。

4 重点施策の目標指標（主なもの）

- (1) 高齢者がその人らしく元気で活躍できるよう介護予防・健康づくりに取り組み、地域づくりを推進・強化します。

目標指標	単位	R6年度(2024)	R7年度(2025)	R8年度(2026)
通いの場	か所	880	890	900
ふれあいサロンの参加者数	人	5,200	5,250	5,300
通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣回数	回	30	38	44
自らが社会参加していると思っている高齢者の割合	%	59.0	60.0	61.0

- (2) 地域共生社会の実現に向け、地域の支え合い活動を推進し、担い手となる人づくりを強化します。

生活・介護支援サポーター養成講座受講者数	人	660	710	760
----------------------	---	-----	-----	-----

- (3) 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症と共に生きる地域づくりを推進します。

認知症サポーター養成講座受講者数	人	3,700	3,800	4,000
認知症マイスターの養成者数	人	180	195	210

- (4) 中・重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療を進めるとともに医療と介護の連携を強化します。

日常療養の支援において、医療と介護の連携ができていると感じている人の割合	%	82.0	83.0	84.0
ACP ¹ や人生会議について、内容まで知っている人の割合	%	—	4.0	—

- (5) 良質な介護サービスが安定的に提供されるようにするため、介護人材の確保と資質の向上を推進します。

ア ～介護人材確保等～

介護保険事業者等連絡協議会による介護従事者確保事業の研修参加者数	人	105	110	115
----------------------------------	---	-----	-----	-----

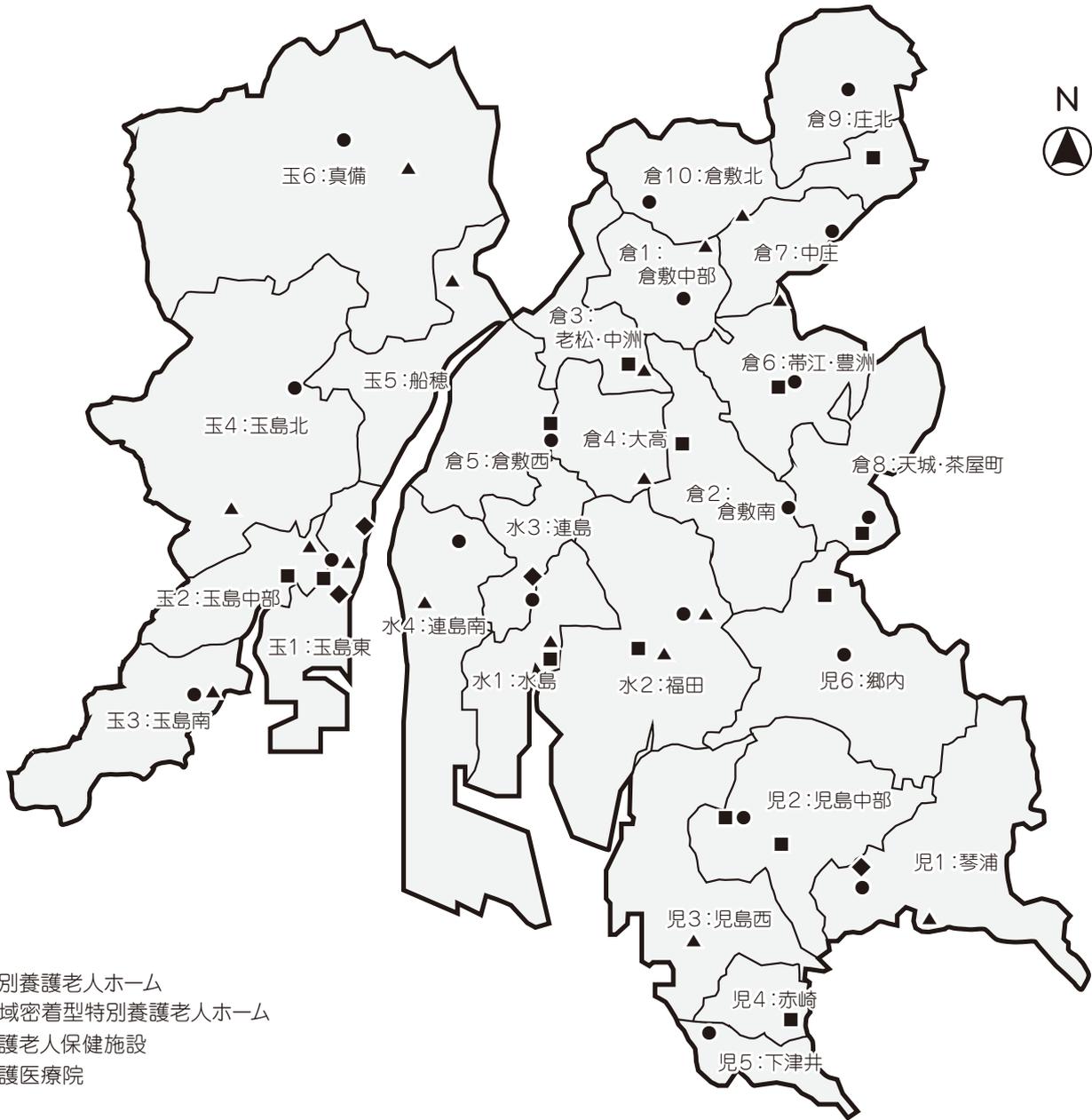
イ ～給付適正化関連等～(介護保険給付適正化計画)

福祉用具購入調査(受付時の審査)	% (件)	100 (2,400)	100 (2,400)	100 (2,400)
------------------	----------	----------------	----------------	----------------

※毎年度点検・評価を行い、課題の把握・分析や今後の対応の検討等を行う

¹ ACP(アドバンス・ケア・プランニング)とは、将来に備えて、本人やその家族と医療・介護従事者等が前もって、具体的な治療・療養について話し合う過程のことで、人生会議ともいいます。

5 日常生活圏域図と整備一覧



凡例

- 特別養護老人ホーム
- ▲ 地域密着型特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- ◆ 介護医療院

施設整備一覧

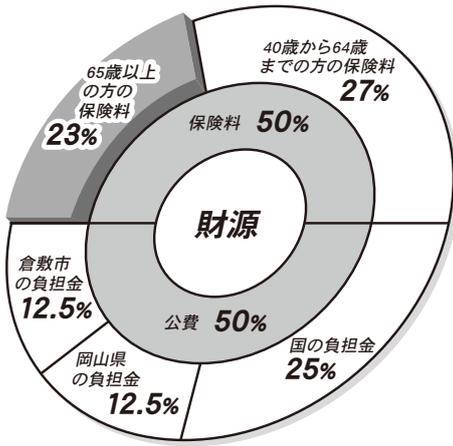
年度	種別	圏域	整備数
令和7 (2025) 年度	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	児4:赤崎	29床
	看護小規模多機能型居宅介護	市内全域	1か所
令和8 (2026) 年度	認知症対応型共同生活介護 (認知症対応型グループホーム)	市内全域	2ユニット
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	市内全域	1か所
	混合型*特定施設入居者生活介護	市内全域	80床

*混合型:入居者が要介護者とその配偶者等に限定されている介護専用型以外の特定施設



6 介護保険料段階と保険料額

費用負担の概要

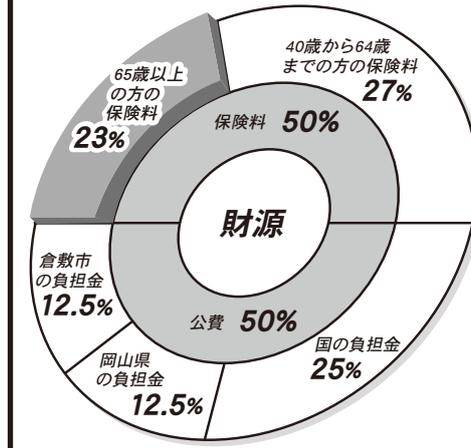


保険給付費

施設等給付費の内訳

国20%、県17.5%、市12.5%

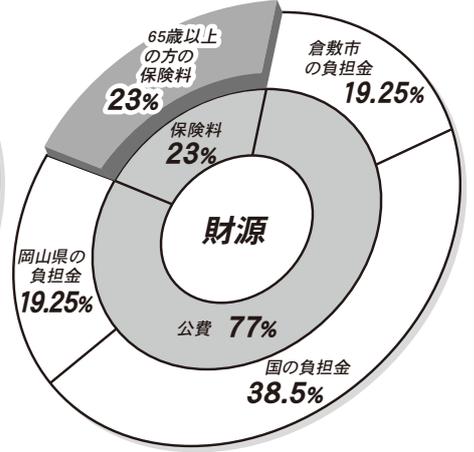
地域支援事業



介護予防・日常生活支援 総合事業費※1

※1 高齢者の社会参加、介護予防の推進等の事業に要する費用です。

※2 高齢者支援センターの運営や生活支援の体制整備、認知症施策、医療介護連携、高齢者の地域における自立生活の支援に要する費用です。



包括的支援事業 及び任意事業費※2

第9期介護保険料額

段階	対象者	年間保険料額(月額)
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	22,060円(1,838円) (基準額×0.285)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	32,900円(2,742円) (基準額×0.425)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	51,480円(4,290円) (基準額×0.665)
第4段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	66,180円(5,515円) (基準額×0.855)
第5段階	・市町村民税課税世帯であるが、本人は市町村民税非課税者で前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	77,400円(6,450円) (基準額)
第6段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	92,880円(7,740円) (基準額×1.20)
第7段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	100,620円(8,385円) (基準額×1.30)
第8段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	116,100円(9,675円) (基準額×1.50)
第9段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	131,580円(10,965円) (基準額×1.70)
第10段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	147,060円(12,255円) (基準額×1.90)
第11段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	162,540円(13,545円) (基準額×2.10)
第12段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	178,020円(14,835円) (基準額×2.30)
第13段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	185,760円(15,480円) (基準額×2.40)
第14段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	193,500円(16,125円) (基準額×2.50)
第15段階	・本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が920万円以上の方	201,240円(16,770円) (基準額×2.60)

※低所得者保険料軽減のために、第1段階から第3段階に公費が投入されています。

